

屏水中学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本方針は、学校・地域・家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの防止等の取組に関する基本理念について

いじめは、全ての生徒に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、いじめの防止等に当たっては、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識のもと、「どの学校、どの子にも起こりうる」という危機意識を持つとともに、「いじめられている子を最後まで守り抜く」という強い信念を持ち対応に当たるものとする。

2 いじめの防止等に対する学校組織体制について

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「ある生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

ア「学校いじめ防止基本方針」の策定

いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、本校におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に進めるため、「屏水中学校いじめ防止基本方針」を定める。（以下、「学校基本方針」という）

イ「いじめ・不登校対策委員会」の設置

いじめの未然防止及び早期発見・早期対応の取組を実効的に行うために、校長、教頭、教務担当主幹、生徒指導担当主幹、生徒支援業務担当者、学年生徒指導担当者、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等で構成する「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、定期的を開催する。（生徒指導委員会は週1回開催する。）

ウ 学校の取組状況の評価と検証

学校基本方針に基づいて取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、取組状況を評価するとともに、「いじめ・不登校対策委員会」において、いじめ問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証し、検証の結果を指導の改善に生かすようにする。

エ 関係機関との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談するものや

直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。そのため、日常的に所轄の警察署等と連携していくこととする。

また、いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、久留米市教育委員会との連携や関係機関との連携、関係会議等への参加や担当窓口の明確化等を引き続きいじめ連携強化に努める。

3 いじめの防止等のための具体的取組について

(1) いじめを生まない教育活動の推進

ア 人間関係スキル育成の取組の推進

- ①『屏水のあたりまえ』にある「あいさつ」「人権」「時間」「清掃」の4本の柱を大切にし、お互いに尊重しあい、絆を深めていくことができるようにする。そのために、生徒会活動を中心に、生徒たちによる自治活動が活発になるようにする。
- ②全教科の授業の中で、協同学習等の手法を取り入れ、分からないことを一人で抱え込まず、まわりも放っておかないような、互いの頑張りを認めあえる授業づくりに努める。

イ 生命尊重や思いやりの心を育てる道徳教育の推進

- ①道徳や学活の時間などを中心に、自分自身やまわりの人の行動を振り返り、読み物資料等を通して、自己の成長につながるができる場を設定する。
- ②各学期に人権学習を据え、教師自身が学び、共感することから授業をつくっていく。その中で、人権を大切にできる心を育てる。

ウ 基本的な生活習慣や規範意識の育成

- ①朝のあいさつ運動やチャイム席運動、服装点検など、各生徒会専門委員会で協力して生徒たちが自発的に取り組むことができるようにする。
- ②いじめ（インターネットを通じて行われるものも含む）やさまざまな問題行動（喫煙・薬物乱用等）については、普段の授業においてはもちろん、講師を招いての親子で学ぶ規範意識授業を開催するなど、関係機関とも協力しながら推進していく。

エ いじめ問題を解決できる学級・学年集団づくりの推進

- ①朝の会や帰りの会において、クラスの課題を明らかにし、みんなでその課題を共有することで、個および集団としての自己解決能力を養う。
- ②いじめをはじめとするさまざまな問題を見過ごすことなく、学年集会や学年・学級通信を通して、その問題を自分のこととして考える力を育てる。

オ 生徒の自治活動の推進

- ①クラスで、自分の考えが出し合える環境づくりに努めるとともに、班長会を実施したり、班ごとの仕事分担を決めたりするなど、それぞれが責任を持てる組織づくりに努める。
- ②体育祭や文化祭など、さまざまな学校行事に積極的に参加させるとともに、リーダーシップ及びフォロワーシップを育成できるよう、生徒会やクラス活動で見通しを持ち、計画的に企画・運営していく。

カ 生徒の連帯感や存在感を高める体験活動の推進

- ①屏水フェスタでさまざまな福祉体験を行うとともに、人権学習で学んだこと（人とつながることや、いじめ・差別を許さない行動の重要性）を地域に発信する活動を行う。
- ②ふれあいキャンプ（1年次）を通して、規律を守ることや他と協力することの大切さを学ぶ。

また、職場体験（2年次）では、働く大変さと喜びを知り、高校出前授業（3年次）を通して、自己の進路実現につなげていく。

(2) いじめの早期発見

- ア いじめ問題に対する学校の取組の充実を求めるため、福岡県教育委員会作成の「いじめの早期発見・早期対応の手引」の活用の徹底を図る。
- イ 「いじめに特化した無記名アンケート」（学期1回、6月・10月・2月）実施し、それ以外の月では学校生活アンケート及び学校生活・環境多面調査を実施する。また、10月の「いじめ問題対応強化月間」の取組を通じ、保護者に「家庭用チェックリスト」を配布し、早期発見に努める。
- ウ 生徒や保護者等がいじめに係る不安や悩み等の相談を行うことができるように、教育相談週間の実施（学期に1回程度）や教育相談ポストの設置を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用によるいじめの早期発見の体制の充実に努める。
- エ 生徒が出しているサインを見逃さないよう、『生活ノート』を活用し、個々の生徒とのやりとりを行う。
- オ 生徒の様子を観察するとともに、班活動（班長会・班ノート等）の中で、生徒間のかかわり方の変化に気づくことができるようにする。

(3) いじめの早期対応

- ア いじめを発見した場合及びいじめに係る相談を受けた場合は、「いじめ・不登校対策委員会」に報告し、速やかに事実の有無の確認を組織的に行う。また、その結果を教育委員会に報告する。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を最優先に考えるとともに、いじめを受けた生徒・保護者への支援といじめを行った生徒への指導と保護者への助言を継続的に行う。また、必要に応じ、スクールカウンセラーによるカウンセリング等を行い、いじめを受けた生徒の心のケアに努める。
- ウ 学校がいじめの事実が確認された場合において必要があると認めるときは、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにするために、いじめを行った生徒に対して教室以外の場所において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- エ 学校は、いじめの関係者間における争いが起きることがないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための措置を講ずる。
- オ 学校は、いじめが犯罪行為として扱われるべきものであると認めるときは、教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

(4) インターネットやスマホ・携帯電話を利用したいじめの対応

- ア ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、保護者との連携のもと、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講ずる。
- イ 具体的な対応に当たっては、必要に応じて法務局に協力を求めたり、生徒の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、所轄警察署に通報し、適切な援助を求めたりするなどの措置をとる。
- ウ 家庭におけるネットいじめへの理解や早期発見のために、ネット上のいじめに関する家庭用リーフレットの配布や「保護者と学ぶ規範意識育成事業」等を活用した情報モラルに関する啓発の充実に努める。

(5) 教員研修の充実

- ア 年度当初に、「いじめの早期発見・早期対応の手引」等を活用しながら、いじめ問題についての早期発見・早期対応に関する共通理解を図るための研修を実施する。
- イ 夏季休業期間等において、いじめ問題に関する事例研究や児童生徒理解の深化等の研修を実施するとともに、スクールカウンセラー等の専門家を講師に招聘し、教職員の実践的指導力の向上を図る。
- ウ 授業評価等を活用して、自らの言動が生徒にどのように受け止められているかを客観的に捉え直す機会を研修内容に位置づける。
- エ 教員と生徒及び保護者との信頼に基づいた関係づくりや対応の在り方に関する研修を実施する。

(6) 保護者・地域等への働きかけ

- ア 保護者及び家庭における子どもの規範意識の育成を支援するために、いじめに特化したリーフレット・相談窓口の紹介カード等の配布、久留米市教育相談窓口の周知など家庭への支援を継続し、啓発活動を推進する。
- イ 家庭におけるインターネットを通じて行われるいじめへの理解や早期発見の促進のために、家庭用リーフレット等を配布し、インターネットを通じて行われるいじめに関する内容の周知に努める。
- ウ 地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに家庭訪問や学校・学年・学級通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を進めることに努める。

4 重大事態への対処について

いじめにより、生徒の生命・心身等に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した場合、直ちに事態発生について市教育委員会に報告する。
- (2) 市教育委員会と調査主体や調査組織について協議した上で、当該事案へ対処する組織を設置し、調査を実施する。
- (3) 当該事案に係る調査結果については、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、当該調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。